

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程

(平成 25 年 4 月 1 日規程第 16 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 12 月 10 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 26 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 23 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立看護大学就業規則(以下「就業規則」という。)第 26 条の規定に基づき、公立大学法人新潟県立看護大学の職員の給料及び諸手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている新潟県の「一般職の職員の給与に関する条例(昭和 30 年新潟県条例第 59 号)及びその他の給与関係条例(以下「条例」という。))」、「給与等の支給に関する規則(昭和 30 年新潟県人事委員会規則第 6-5 号)及びその他の給与関係規則、(以下「規則」という。))」、その他新潟県の関係例規、通知等を準用する。

3 再任用職員の給与の支給についても、条例、規則、その他新潟県の関係例規、通知等を準用する。

4 その他定めのないものは、理事長が別に定める。

(給料等の決定)

第 2 条 理事長は、この規程に定めるところにより、職員の給料その他の給与を決定しなければならない。

(給料)

第 3 条 給料は、公立大学法人新潟県立看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「職員勤務時間規程」という。)に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日給、入試手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。

(給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職給料表(別表第1)

(2) 教育職給料表(別表第2)

2 一般職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、条例で定められているところに準じて理事長が別に定める。

2 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員として採用された職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給及び昇給・昇格等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定められている初任給の基準に準じて決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定められているところに準じて決定する。

3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(公立大学法人新潟県立看護大学管理職手当に関する規程(以下「管理職手当規程」という。)第2条に規定する管理職手当に係る区分が2種の職にあるものにあつては、3号給)とすることを標準として、理事長が別に定めるところにより決定するものとする。

5 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第3項の規程による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うこと

ができない。

- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには一般職給料表 6 級及び教育職給料表 5 級にあつては、理事長の承認を得た者のうちから、その他の場合にあつては、規則で定める資格基準を有する者のうちから昇格させるものとする。
- 9 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給・昇格等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の調整額）

- 第 7 条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額についての適正な調整額表を別に定める。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えないものとする。

（給料の支給方法）

- 第 8 条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額的全額を支給する。
- 2 給料の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日にあたる時は、その日の前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
 - 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
 - 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 6 第 3 項又は第 4 項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 7 前 6 項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関して必要な事項は、条例、規則、その他新潟県の関係例規、通知等を準用する。

（扶養手当）

- 第 9 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受

ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものは、3,500)、前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族た

る子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員が一般職8級職員及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員及び一般職9級以上職員以外のものが一般職8級職員となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第 11 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定められているところに準ずる地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に 100 分の 20 を超えない範囲内において規則で定められているところに準ずる割合を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の規則で定める地域に 1 年を超える期間在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(新潟県人事委員会が定めるところに準ずる場合を含む。)又はこれらの職員の在勤する就業場所が移転した場合において、当該異動若しくは移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(前項に規定する割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(前項に規定する割合をいう。以下この条において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第 1 項の規則で定められているところに準ずる地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該異動等の日から 1 年を経過するまでの間(当該期間において異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合)が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合)を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から 1 年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他新潟県人事委員会の定めるところに準ずる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、新潟県人事委員会の定めるところに準ずる。

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、次の各号に該当する職員に支給する。ただし、県職員住宅(借上住宅を含む。)に居住する者に対しては支給しない。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 1 万円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定められているところに準ずる職員を除く。)

(2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定められているところに準ずる住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万円を超える家賃を支払っているもの又はこれ

らのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定められているところに準ずるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万円を超え、2万1,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から1万円を控除した額

イ 月額2万1,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万1,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則に準ずる。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定められているところに準ずるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額

片道の使用距離	手当額
4キロメートル未満	2,900円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,300円

44 キロメートル以上 46 キロメートル未満	25,400 円
46 キロメートル以上 48 キロメートル未満	26,400 円
48 キロメートル以上 50 キロメートル未満	27,400 円
50 キロメートル以上 52 キロメートル未満	28,500 円
52 キロメートル以上 54 キロメートル未満	29,500 円
54 キロメートル以上 56 キロメートル未満	30,600 円
56 キロメートル以上 58 キロメートル未満	31,600 円
58 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,600 円
60 キロメートル以上 62 キロメートル未満	33,700 円
62 キロメートル以上 64 キロメートル未満	34,700 円
64 キロメートル以上 66 キロメートル未満	35,800 円
66 キロメートル以上 68 キロメートル未満	36,800 円
68 キロメートル以上 70 キロメートル未満	37,800 円
70 キロメートル以上 72 キロメートル未満	38,900 円
72 キロメートル以上 74 キロメートル未満	39,900 円
74 キロメートル以上 76 キロメートル未満	41,000 円
76 キロメートル以上 78 キロメートル未満	42,000 円
78 キロメートル以上 80 キロメートル未満	43,000 円
80 キロメートル以上	44,100 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定められているところに準じた区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 第 1 項第 3 号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（規則で定められているところに準ずるものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（規則で定められているところに準ずる職員を除く。）の通勤手当の額は、前項第 3 号に定める額に当該駐車場等の 1 箇月当たりの駐車料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 3,000 円を超えるときは、3,000 円）を加算した額とする。

4 就業場所を異にする異動又は在勤する就業場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定められているところに準ずるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は就業場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定められているところに準ずる住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定められているものに準ずる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定められているところに準じて算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定められているところに準ずる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定められているところに準ずる通勤手当にあつては、規則で定められているところに準ずる期間)に係る最初の月の初日の実態に応じて支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定められているところに準ずる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定められているところに準じた額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定められているところに準ずる期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(単身赴任手当)

第 14 条 就業場所を異にする異動又は在勤する就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は就業場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業場所の移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3 万円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7 万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第 15 条 職員が勤務をしないときは、職員勤務時間規程第 8 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認(育児休業、介護休業を除く。)のあった場合を除き、その勤務しない全時間について 1 時間につき、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので規則で定める数を減じた数を除して得た額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 16 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき規則で定められているところに準ずる額(以下「時間外勤務手当単価」という。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合

は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 第 1 項の規定にかかわらず、職員勤務時間規程第 5 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき規則で定められているところに準ずる額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内の額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(職員勤務時間規程第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、理事長が別に定めた時間外勤務手当単価に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50

4 職員勤務時間規程第 8 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、理事長が別に定めた時間外勤務手当単価に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項に規定する理事長が別に定めた割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50 から 100 分の 25 を減じた割合

(休日給)

第 17 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき理事長が別に定めた時間外勤務手当単価に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内において規則で定められているところに準ずる割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(端数計算)

第 18 条 第 15 条の規定により勤務しない 1 時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第 16 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

第 19 条 第 15 条から第 17 条までに規定する全時間に 1 時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、その給与期間（1 か月）の全時間（支給割合を異にする部分ごとに計算）によって計算し、1 時間未満の端数が生じた場合 30 分以上は 1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てる。

(入試手当)

第 20 条 入試手当は、教育職給料表の適用を受ける職員が、次の表に掲げる試験において、次表に掲げる業務に従事した場合に支給する。

試験の種類	業務区分	手当額
一般入試（後期）	問題作成業務	1 科目あたり 10,000 円
推薦入試 社会人入試	問題作成業務	1 科目あたり 10,000 円
大学院入試博士前期課程	問題作成業務	1 科目あたり 10,000 円
大学院入試博士後期課程	問題作成業務	1 科目あたり 10,000 円

2 その他、入試手当について必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第 21 条 管理又は監督の地位にある職員の職（以下「管理職員」という。）のうち、理事長が別に指定するものについて、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 前項の管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の 100 分の 25 を超えないものとする。

3 管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 前条第1項に規定する管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1号に規定する管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第16条及び第17条の規定は、管理職員には適用しない。

(初任給調整手当)

第24条 教育職給料表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が別に定めるところに準ずる新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、理事長が別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第 25 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日の前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 130 を乗じて得た額(管理または監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に指定する職員(第 28 条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100 分の 110 を乗じて得た額)に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

4 前 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が 3 級以上の職員及び教育職給料表の適用を受ける者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるもの並びにこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

7 第 1 項の規定にかかわらず期末手当を支給しない場合又は一時差し止めする場合に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第 26 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ 6 月 30 日

及び12月10日に支給する。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日の前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、総額は、当該号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 職員(再任用職員以外) 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条3項」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず勤勉手当を支給しない場合又は一時差し止めする場合に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当)

第27条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において在勤する職員であって別表第3に掲げる地域又は別に定める区域に居住するもの(以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって理事長が別に定める者を含まないものとする。		

- 3 支給対象職員が就業規則第 40 条の規定により停職にされている職員その他規則で定められているところに準ずる職員に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、零とする。
- 4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定による額を超えない範囲内とする。
 - (1) 基準日において第 29 条第 3 項の規定により給与の支給を受ける職員又は前項に規定するその他規則で定められているところに準ずる職員（以下この号及び次号において「分限休職職員等」という。）に該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、分限休職職員等に該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において分限休職職員等に該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、分限休職職員等に該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 前 2 号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定められているところに準ずる場合
- 5 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第 28 条 手当の支給方法に関して必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(休職者の給与)

- 第 29 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。第 6 項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給する。
 - 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給する。
 - 4 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの 100 分の 60 以内で理事長が定める額を支給する。

- 5 職員が、就業規則第14条第1項第3号(次項に掲げる場合を除く。)又は同項第4号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給する。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給する。
- 7 就業規則第14条第1項第1号又は同項第2号の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 就業規則第14条第1項第5号の規定により休職にされた職員には、いかなる給与も支給しない。
- 9 就業規則第14条第1項第6号又は同項第7号の規定により休職にされた職員への給与については、理事長が別に定める。

(育児休業等取得者の給与)

第30条 公立大学法人新潟県立看護大学職員育児休業等に関する規程の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の2に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第17条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(介護休業等取得者の給与)

第31条 職員が職員勤務時間規程に定めるところにより介護休業等をする場合には、その勤務しない1時間につき、第17条第1項第1号に規定する勤務1

時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、規則で定められているところに準ずる。

(派遣等職員の給与)

第 32 条 新潟県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 13 年新潟県条例第 83 号)により新潟県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例その他新潟県の関係規程の定めるところにより算定した額を支給する。

- 2 特別の事情により、前項によることができない場合又は前項によることが著しく不適當であると認めるときは、理事長が別に定める。

(給与の口座振込み)

第 33 条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(雑則)

第 34 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(給料表の級、号給等の切替えに伴う経過措置)

- 2 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者のうち、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)を適用されるもの(以下「引継職員」という。)のこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者が受けていた一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 に規定する教育職給料表(以下「県教育職給料表」という。)による職務の級及び号給とする。
- 3 引継職員で、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年新潟県条例第 5 号)附則第 8 項から附則第 10 項までの規定(以下「経過措置」という。)による給料を支給されていたものには、この規程による給料月額のほか、経過措置に準じて、給料を支給する。この場合において、教育職給料表と県教育職給料表は同一の給料表とみなす。
- 4 前項に規定する職員以外の職員について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長

が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 施行日以後最初に行われる引継職員に係る第 6 条第 3 項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの新潟県立看護大学における当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。
- 6 平成 25 年 6 月 1 日を基準日とする引継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 25 条第 2 項又は第 26 条第 1 項の規定の適用については、施行日の前日までの新潟県立看護大学における当該職員の在職期間又は勤務成績は、第 25 条第 2 項の在職期間又は第 26 条第 1 項の勤務成績とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整)
- 2 平成 26 年 4 月 1 日における職員の号給を、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日、平成 21 年 1 月 1 日及び平成 22 年 1 月 1 日における昇給その他号給の決定の状況を考慮して新潟県人事委員会規則の定める号給とする。
- 3 公立大学法人新潟県立看護大学職員の育児休業等に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日規程第 23 号)第 17 条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、公立大学法人新潟県立看護大学職員の勤務時間、休日、給与等に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日規程第 22 号)(以下「職員勤務時間規程」という。)第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を、職員勤務時間規程第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
(その他)
- 4 附則第 2 項及び第 3 項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。
ただし、第 24 条の規定、別表第 1 及び別表第 2 については平成 26 年 4 月 1 日から、第 26 条の規定については平成 26 年 12 月 1 日から、それぞれ適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
(その他)
- 3 附則第 2 項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例

規、通知等を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員に準ずるものを除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する第 25 条第 2 項（第 26 条第 4 項において準用する場合及び公立大学法人新潟県立看護大学職員の育児休業等に関する規程第 22 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当に関する特例)

7 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 2 項の規定の適用については、同項中「3 万円」とあるのは「3 万円を超えない範囲内で理事長が別に定める額」とする。

(その他)

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧寒冷地等在勤等職員 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第 号）第3条の規定による改正前の一般職員給与条例別表第8に掲げる地域に在勤する職員
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 第27条第1項に掲げる職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は第4項に規定する者につき、基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における世帯等の区分（第27条第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。）に応じ、第27条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 3 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、第27条第1項から第2項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。
- 4 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第27条第1項から第2項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 5 第27条第3項及び第4項並びに第29条第3項の規定は、前2項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、第27条第3項中「前項」とあるのは「平成27年4月1日改正附則第3項又は第4項」と、第27条第4項中「前2項」とあるのは「平成27年4月1日改正附則第3項又は第4項及び平成27年4月1日改正附則第5項において読み替えて準用する前項」と、「第2項」とあるのは「平成27年4月1日改正附則第3項又は第4項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「平成27年4月1日改正附則第5項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規程により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、施行日か

ら当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員または新寒冷地等在勤等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、第27条第1項から2項までの規定にかかわらず、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

7 第3項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における第27条第5項の規定の適用については、第27条第5項中「前各項」とあるのは「平成27年4月1日改正附則第3項から第6項まで」とする。

（その他）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第24条及び別表第1及び別表第2については平成27年4月1日から適用し、第26条第2項については平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

3 改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

（その他）

4 附則第2項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（1）第6条第5項及び第13条第4項 平成29年1月1日

（2）第24条の規定及び別表第1及び別表第2 平成28年4月1日

（3）第26条第2項 平成28年12月1日

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、

「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

(昇給に関する経過措置)

- 5 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間における昇給については、改正後の規程第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通勤手当に関する経過措置)

- 6 附則第2項第1号に定める日(以下「一部施行日」という。)において現に一部施行日の属する月前の月から開始し、かつ、一部施行日の属する月以降の月をもって終わる規程第13条第8項に規定する支給単位期間(当該支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらのうち最も長い支給単位期間)(以下「特定支給単位期間」という。)に係る通勤手当の支給を受けている職員で、改正前の規程第13条により算出されるその者の当該特定支給単位期間に係る通勤手当の額(当該特定支給単位期間において支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらの支給単位期間に係る通勤手当の合計額)(以下「特定通勤手当の額」という。)が改正後の規程第13条の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額に達しないこととなる職員には、新潟県人事委員会の定めるところに順じて、特定支給単位期間に係る月数のうち一部施行日の属する月以降の月数を考慮して新潟県人事委員会が定める額を通勤手当として支給する。

(その他)

- 7 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程第24条、別表第1及び別表第2の改正 平成29年4月1日
- (2) 公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程第26条第2項の改正 平成29年12月1日

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(給与の内払)

- 4 改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

- 5 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程（以下「改正後職員給与規程」という。）第 9 条第 1 項ただし書き及び第 10 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後職員給与規程第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものは、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員から一般職 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員から一般職 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に

においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員以外の職員から一般職 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後職員給与規程第 9 条第 1 項ただし書き及び第 10 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後職員給与規程第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものは、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは、「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員から一般職 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級

以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

（その他）

7 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程第24条、別表第1及び別表第2の改正 平成30年4月1日
 - (2) 公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程第26条第2項の改正 平成30年12月1日
(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

（その他）

- 5 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、新潟県の関係例規、通知等を準用する。

別表第 1

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			

再任職員以外の職員

57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					

	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171.600	214.600	275.300	322.500	406.000
	2	173.700	216.900	278.300	325.400	408.300
	3	175.700	219.100	281.100	328.500	410.700
	4	177.700	221.300	283.900	331.500	413.200
	5	179.700	223.400	286.700	334.700	415.300
	6	182.200	225.500	289.200	337.500	417.800
	7	184.700	227.700	291.400	340.100	420.000
	8	187.200	229.800	293.800	342.800	422.500
	9	189.700	232.100	296.400	345.800	424.200
	10	192.500	234.500	298.900	348.800	426.700
	11	195.200	236.900	301.300	351.900	429.000
	12	197.900	239.300	303.900	355.200	431.300
	13	200.600	241.400	306.200	358.000	432.700
	14	202.500	243.800	308.200	360.100	434.900
	15	204.300	246.200	310.300	362.400	437.100
	16	206.300	248.600	312.200	365.000	439.400
	17	208.300	250.600	314.400	367.300	441.500
	18	210.000	253.700	316.600	369.500	443.900
	19	211.800	256.800	318.600	371.800	446.200
	20	213.500	259.900	320.600	373.900	448.600
	21	215.300	262.800	322.600	375.900	450.700
	22	217.200	265.800	325.100	378.000	453.000
	23	219.100	268.700	327.700	380.100	455.400
	24	221.000	271.600	330.500	382.100	457.700
	25	222.800	274.400	332.500	383.500	459.700
	26	224.900	277.000	334.700	385.300	461.900
	27	227.000	279.500	336.900	387.100	464.000
	28	229.100	282.200	339.400	389.000	466.200
	29	231.000	285.000	341.800	390.900	468.300
	30	233.200	287.400	344.000	392.600	470.600
	31	235.500	289.600	346.100	394.300	472.800
	32	237.800	292.000	348.000	396.000	474.900
	33	240.000	294.300	350.000	397.600	476.800
	34	241.800	296.500	352.300	399.400	478.900
	35	243.500	299.000	354.600	400.900	481.200
	36	245.200	301.300	356.800	402.700	483.400
	37	246.900	303.800	358.400	403.800	485.500
	38	248.600	305.500	360.400	405.400	487.500
	39	250.000	307.200	362.500	406.900	489.400
	40	251.600	308.900	364.400	408.400	491.300
	41	253.600	310.800	366.300	409.300	493.300
	42	255.300	311.500	368.200	410.900	495.200
	43	256.700	312.400	370.000	412.400	496.900
	44	258.300	313.300	371.800	414.000	498.800
	45	259.600	314.200	373.600	415.300	500.700
	46	261.100	315.300	375.400	416.900	502.500
	47	262.800	316.200	376.900	418.300	504.300
	48	264.200	317.300	378.700	419.900	506.200
	49	265.600	318.200	380.200	421.300	507.900
	50	266.400	319.300	381.800	422.600	509.600
	51	267.000	320.200	383.400	423.900	511.400
	52	267.900	321.100	385.100	425.200	513.300
	53	268.600	322.300	386.200	425.900	514.900
	54	269.300	323.300	387.700	426.900	516.500
	55	270.000	324.300	389.100	427.800	518.200
	56	270.800	325.300	390.700	428.700	519.800

再任用
職員以
外の職
員

57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400
58	272.800	327.100	393.400	430.500	522.700
59	273.800	328.200	394.700	431.400	524.000
60	274.900	329.200	396.200	432.300	525.200
61	275,900	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277.000	331.200	398.900	434.100	527.400
63	278.000	332.300	400.400	435.100	528.400
64	279.000	333.400	401.900	436.200	529.400
65	279,900	334,100	402,900	437,100	530,000
66	280.800	335.200	404.000	438.100	530.900
67	281.900	335.900	405.000	439.100	531.800
68	283.000	337.000	406.100	440.000	532.700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284.800	338.700	408.000	442.000	534.400
71	285.800	339.600	408.800	442.900	535.100
72	286.900	340.700	409.600	443.900	535.600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288.800	342.000	411.300	445.800	536.800
75	289.900	343.000	412.100	446.700	537.600
76	290.900	344.000	412.900	447.700	538.200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292.400	346.000	414.100	449.000	539.300
79	293.300	346.900	414.500	449.700	539.900
80	294.200	347.800	414.900	450.300	540.500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296.000	349.800	415.600	451.800	
83	296.900	350.800	415.900	452.100	
84	297.800	351.800	416.300	452.700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299.100	353.000	417.000	453.500	
87	299.900	353.600	417.400	453.900	
88	300.800	354.200	417.800	454.200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302.000	355.200	418.500	454.900	
91	302.700	355.600	418.900	455.300	
92	303.300	356.100	419.200	455.600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304.600	357.000	419.900	456.300	
95	305.200	357.500	420.200	456.600	
96	305.800	358.000	420.500	456.900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307.100	359.100	421.200	457.600	
99	307.700	359.500	421.500	457.900	
100	308.300	360.000	421.800	458.200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309.000	360.900	422.500		
103	309.300	361.200	422.800		
104	309.700	361.700	423.100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310.400	362.600	423.800		
107	310.700	363.100	424.100		
108	311.000	363.600	424.400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311.700	364.500	425.000		
111	312.100	365.000	425.300		
112	312.500	365.400	425.600		
113	312,800	365,800	425,900		
114	313.200	366.200	426.200		
115	313.500	366.700	426.500		
116	313.800	367.100	426.800		
117	314,000	367,500	427,000		
118	314.300	367.900			
119	314.700	368.400			
120	315.100	368.800			
121	315,300	369,100			
122	315.600	369.500			

123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000	373,000			
131	318,400	373,500			
132	318,600	374,000			
133	318,800	374,500			
134	319,100	375,000			
135	319,500	375,500			
136	319,700	376,000			
137	319,900	376,500			
138	320,100	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	321,000	378,500			
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				
指定					
再任用 職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 (1) この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。

別表第3（第27条関係）

地域の区分	地 域
県 内	長岡市 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 糸魚川市 新井市 北蒲原郡中条町 南蒲原郡下田村及び中之島町 東蒲原郡 三島郡越路町及び与板町 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡吉川町、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村 西頸城郡青海町 岩船郡関川村、朝日村及び山北町
県 外	別に定める地域

備考 この表（県外の項を除く。以下この表において同じ。）に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。